第

1115

뮥

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 7月17日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

企非常勤役員の半年払報酬は賞与?

②:当社には、数名の非常勤役員がいます。 これらの役員に対しては、6月と12月の2 回に分けて報酬を支給しています。

このような支給形態の場合、賞与として取り扱われることになるのでしょうか。

A:一定の場合には報酬として認められます。

【解説】

非常勤役員等については、年1回とか2回 に分けて報酬を支給している会社もあると思 います。

このような場合、その報酬は臨時的な給与ともいえますが、形式的に臨時的な給与とすることは、いかにも実情にそぐわないものといえます。

そこで、法人税法では、臨時的な給与であっても、他に定期の給与を受けていない非常 勤役員等に対し継続して毎年所定の時期に定 額を支給する旨の定めに基づいて支給するも のは、報酬として取り扱うこととされていま す。

この場合であっても、定期の給与のほかに、 盆、暮に支給される給与は、たとえその支給 時期及び金額が一定していても、役員賞与と して取り扱われます。

なお、支給する報酬の額が、利益に一定の 割合を乗ずる方法により算定されることとな っている場合にも、役員賞与とされます。







